

《教育・保育給付認定証の内容をご確認ください》

◆教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定は、認可の保育施設を利用する資格があることを、町が証明する書類になります。入所決定・入所保留の結果に関わらず、申請をした方全員に対して交付されます。

◆認定区分・有効期間等について

認定の内容には、認定区分、保育必要量、保育を必要とする事由、認定期間があります。

【認定区分】

認定	利用可能施設	対象年齢
1号	教育施設	満3歳以上
2号	保育施設	3歳の誕生日の前日から小学校就学前日まで
3号		0歳から3歳の誕生日の前々日まで（※）

（※）3号認定の児童が満3歳になった際には、町が2号認定への変更を行います。

【保育必要量】

区分	対象年齢	対象
保育標準時間	基本利用時間 最大11時間まで	- 就労時間月120時間以上（※） - 疾病、出産、介護等
保育短時間	基本利用時間 最大8時間まで	- 就労時間月120時間未満（※） - 介護、求職活動等

（※）就労時間は父母のうち就労時間が短い方に準じます。

【保育事由・認定期間】

保育事由	認定期間
就労（月に64時間以上の労働を常態）	就労している期間（最長就学前まで）
妊娠・出産	出産予定日を中心に前後8週間のうち必要な期間
疾病・障害	治療に要する期間（最長就学前まで）
介護・看護	看護に要する期間（最長就学前まで）
災害復旧	事由が生じている期間
求職活動（起業準備を含む）	3か月
就学（職業訓練を含む）	在学期間内（最長就学前まで）
虐待やDV	保育を必要とする期間

◆よくあるご質問（Q&A）

Q. 保育事由に有効期間がある場合（求職活動、有期雇用、診断書・障害者手帳の有効期間など）

A. 求職活動の認定期間についてですが、原則3か月間のみとなります。4か月目以降も現在の保育施設の利用を希望する場合は、保育事由を就労等に変更する必要があります。

その他は、有効期間が延長・更新されたことを証明する書類を取得し申請してください。

Q. 求職中、月120時間未満の就労だが標準時間での認定を受けたい

A. 原則としてお断りしています。ただし、就労時間が月120時間未満でも、出勤もしくは退勤がお迎えの時間と被ってしまう方は、その旨を町に申告のうえで申請をしてください。

【問い合わせ先】

茨城町保健福祉部こども課 子育て支援グループ
TEL：029-240-7144（直通）

《この教育・保育給付認定証は、有効期限まで大切に保管してください》

◆認定変更について

認定内容に変更が生じた場合は、変更申請の手続きが必要です。

その際、交付している教育・保育給付認定証は返却いただきますので必ずご持参ください。

①入所時の認定・保育を必要とする事由・保育必要量の変更

仕事をやめたときや就労時間の増減、保育が必要な状況となった等の変更がある場合

②その他、転居・世帯構成・育休取得等で変更が生じた場合

提出書類	提出要件
教育・保育給付認定変更申請書	◆保育を必要とする事由及び認定区分・期間に変更が生じた場合（※１） ◆住所・氏名・世帯構成（結婚、離婚、出産の場合を含む。）等の変更（※１）
育児休業取得証明書・ 育児休業取得による 利用継続申請書等	◆利用中のお子さまの弟妹の育児休業を取得した場合（保育施設を利用中の兄弟姉妹の継続利用のために産後２か月以内に申請が必要）
就労（見込）証明書・ 就労状況申告書（自 営業・農業の場合）	◆求職活動を理由で施設利用の場合（施設利用後、<u>３か月目の１０日まで</u>に提出が必要） ◆就労見込証明書での提出の場合、<u>就労後、９０日以内</u>に就労証明書の提出が必要 ◆育児休業から職場復帰予定で申込まれた場合、<u>復職後、１か月以内</u>に就労証明書の提出が必要 ◆勤務先、勤務時間が変わった場合
教育・保育給付認定再 交付申請書	◆教育・保育給付認定証を汚損・紛失の場合
現況届（※２）	◆全ての利用世帯に対し原則年１回状況を確認するため町から依頼するもの
変更後の市町村民税 課税額がわかる公的 書類	◆修正申告等により利用者負担額算定基準となる保護者（基本は父母。父母の合計年収が一定の基準を満たしておらず、算定基準に追加された家計の主宰者がいる場合はその者を含む。）の市町村民税課税額が変更となった場合

（※１）該当する場合は必ず手続きを行ってください。また、認定変更については、申請のあった月の翌月からの適用となります（翌月に就労予定の方は就労見込証明書を提出し認定変更の手続きをしてください。）。

（※２）認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、１年に１回現況届の提出があります。

【参考】町ホームページ「子育て・教育」→「保育所・幼稚園・認定こども園」→「入所申込み関連」ページより申請書類等をダウンロードできます。

◆教育・保育給付認定の終了、取消し

認定有効期間内に、茨城町から転出する場合、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合には、教育・保育給付認定は終了となります。

○茨城町から転出される場合、転出先の市町村で再度手続きが必要です。

○保護者の退職等により、保育を必要とする事由を満たさなくなった場合でも、認定こども園の場合には、認定区分の変更により継続利用も可能です。

○教育・保育給付認定の有効期間期間が終了した場合

○虚偽申請の事実が判明した場合

＜注意事項＞

結婚や離婚等により保護者・世帯構成に変更があった場合や、修正申告等により町民税に変更があった場合等は、必ず手続きをしてください。

